

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を 改正する政令案

関係資料

- 資料3-1 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を改正する政令案について（要旨）
- 資料3-2 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を 改正する政令案について（要旨）

1. 趣旨

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 103 号。）による改正（16 年改正）により定められていた経過措置期間が終了したことに伴い、所要の規定の整備を行うもの。

2. 内容

- ・ 附則第 4 項から第 6 項までの削除

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 103 号。）による改正（16 年改正）により定められていた経過措置期間が終了したことに伴い、経過措置の内容を定めていた高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）附則第 5 条が削除された。これに併せて同条を根拠として定められていた高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 252 号）附則第 4 項から第 6 項までを削除するもの。

3. 施行期日

平成 25 年 4 月 1 日

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

一 附則第四項から第六項までを削除するものとする。

二 この政令は、平成二十五年四月一日から施行するものとする。